

II.インドネシア共和国

本章の目的は、『令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業』において2021年に実施したインドネシアに係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や新たな制度等について明らかにすることである。

1. 森林の伐採段階における法令等調査

インドネシアで木材の合法性の確立及び木材製品の合法性の維持に係る最も重要な法令は、2021年2月に林業に係る規則を包括して制定された「林業施業法（2021年政府法令第23号）」¹の制定を受けて環境林業大臣が同年4月に制定した「森林の管理及び森林経営計画の作成並びに保全林及び生産林における森林利用に関する規則（2021年環境林業大臣規則第8号）」²である³。

2021年の環境林業大臣規則第8号の第234条の規定は、大臣の代理である局長が次の事項に係る基準及びガイドラインを定めると規定している。

- A. パフォーマンス評価。
- B. 合法性の検証。
- C. 林産物の自己宣言の発行。
- D. デューデリジェンス。
- E. V-Legal 文書の発行。
- F. 輸出用の非木質林産物の合法性を証明する文書。
- G. 独立評価認証機関（LPVI）に係る事項。
- H. SVLK マークの発行並びに独立モニター、苦情の解決及び訴訟に係る事項。

環境林業大臣規則第8号の第234条の規定を根拠にして、2022年12月に環境林業大臣が通達したのが「合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン」⁴（以下、「2022年ガイドライン」という）である。

2022年ガイドラインの特徴は、従来のガイドラインと比較して、法令遵守のための基準及び指標及び指標別の認証並びにパフォーマンスの評価の根拠及び手法を詳細に具体的に定めていることにある。2022年ガイドラインにより、2021年の環境林業大臣規則第8号の遵守義務を負う法人及び個人は、法令遵守のための体制整備及び業務実行方法を明確に理解できるようになっている。

本報告書では主に2022年ガイドラインの構成と概要を報告することとし、詳細な内容については別冊の仮訳資料（インドネシア共和国環境林業省環境林業大臣通達、合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン仮訳（以下「別冊資料」という。））により報告する。ただし、仮訳資料は、あくまでも原文資料を解釈するための参考資料として利用願いたい。

¹ Peraturan Pemerintah Nomor 23 Tahun 2021 Tentang Penyelenggaraan Kehutanan. 令和3年度報告書では「政府令 No.23/2021」と記載。

² Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor 8 Tahun 2021 Tentang Tata Hutan dan Penyusunan Rencana Pengelolaan Hutan, Serta Pemanfaatan Hutan di Hutan Lindung dan Hutan Produksi 令和3年度報告書では「環境林業大臣令No.23/2021」と記載。

³ 2021年環境林業大臣規則第8号制定までのインドネシアの合法性証明に係る主要関連法令の経緯及び内容については、平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書及び令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書を参照。

⁴ Keputusan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Nomor SK.9895/MenLHK-PHL/BPPHH/HPL.3/12/2022 Tentang Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.

(1) 2022年12月の環境林業大臣通達

①通達の構成

2022年12月の大臣通達の構成は、次表のとおりである。同通達では、本文に続く附属資料に具体的な基準及びガイドラインを定めている。

表 2-1 2022年12月の環境林業大臣通達の構成

	文書名
本文	合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.
附属資料	
1. 1	生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の基準及びガイドライン 生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada PBPH Hutan Produksi.
1. 2	保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準 Standar Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) pada Pbph dan Hhak Pengelolaan di Hutan Lindung.
1. 3	持続可能な森林経営（PHL）のパフォーマンス評価の実施に係るガイドライン Pedoman Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari.
2. 1	川上の流通段階 ⁵ における合法認証材（VLHH）の基準及びガイドライン 森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) pada PBPH dan Hak Pengelolaan Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Kayu.
2. 2	非林業活動木材利用許可（PKKNK）所持者に係る木質林産物合法性認証（VLHHK）基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu (VLHHK) pada Pemegang Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan (PKKNK).
2. 3	社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における合法認証材（VLHH）基準及び指標 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) Kayu pada Persetujuan Pengelolaan Perhutanan Sosial (HKm, HTR dan HD) Kriteria dan Indikator Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu.
2. 4	私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準 Standar VLHH Kayu pada Hutan Hak.
2. 5	森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所持者に係る合法認証材（VLHH）のガイドライン Pedoman VLHH Kayu pada Pemegang PBPH, Hak Pengelolaan, Persetujuan Nengelolaan Perhutanan Sosial dan Persetujuan Pemanfaatan Kayu Kegiatan Non Kehutanan.
2. 6	私有林林産物の合法性審査のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hutan pada Hutan Hak.

⁵ 「川上の流通段階」とは、インドネシアでは丸太の流通段階をいう。

	文 書 名
3. 1	川下の流通段階 ⁶ における基準及びガイドライン 木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang PBPHH.
3. 2	産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Pemegang Perizinan Berusaha Untuk Kegiatan Usaha Industri.
3. 3	登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada TPT-KB
3. 4	輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Eksportir.
3. 5	輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準 Standar Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada Importir
3. 6	木材加工事業許可（PBPHH）所持者、産業事業活動用事業許可（PB）所持者、登録丸太集積場（TPT-KB）、輸出業者（事業者識別番号（NIB）及び営業許可（SIUP）を有する商社）及び輸入業者に係る木質林産物の合法性認証のためのガイドライン Pedoman Verifikasi Legalitas Hasil Hutan Kayu pada PBPHH, PB Untuk Kegiatan Usaha Industri, TPT-KB, Eksportir (Perusahaan Perdagangan Yang Memiliki NIB dan SIUP), dan Importir.
4	林産物自己宣言書の発行及びその確認を実施するためのガイドライン Pedoman Penerbitan dan Pengecekan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri.
5	林産物輸入ガイドライン Pedoman Impor Produk Kehutanan.
6	V-Legal 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン Pedoman Penerbitan Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT.
7. 1	独立評価認証機関（LPVI）のガイドライン 独立した評価審査機関及び V-Legal 又は FLEGT ライセンス発行機関を決定するためのガイドライン Pedoman Penetapan Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen dan Lembaga Penerbit Dokumen V-LEGAL/ Lisensi FLEGT.
7. 2	持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン Pedoman Kriteria dan Persyaratan Personil dan Auditor Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja Pengelolaan Hutan Lestari (PHL) dan Verifikasi Legalitas Hasil Hutan.
7. 3	V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及び V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン Pedoman Penanganan Ketidaktaatan/ Ketidaksesuaian Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen (LPVI) Sebagai Lembaga Penerbit Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT dan Eksportir Sebagai Pengguna Dokumen V-Legal/Lisensi FLEGT.
8	SVLK マークの使用に係るガイドライン Pedoman Penggunaan Tanda SVLK.

⁶ 「川下の流通段階」とは、インドネシアでは加工製品の流通段階をいう。

文 書 名	
9	<p>持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン</p> <p>Pedoman Pemantauan Independen, Pengajuan dan Penyelesaian Keluhan dan Banding Dalam Pelaksanaan Penilaian Kinerja PHL dan Verifikasi Legalitas Hasil Hutan (VLHH) Kayu Serta Penerbitan Deklarasi Hasil Hutan Secara Mandiri.</p>

②森林経営のパフォーマンス評価の基準及びガイドライン（附属資料 1.1～1.3）

インドネシアは、森林を保護林、保全林及び生産林に大きく区分して管理している。このうち、保護林は経済的活動の対象としていない。

このため、2022年12月の環境林業大臣通達では、経済的活動の対象となる生産林及び保全林に持続可能な森林経営パフォーマンス評価の基準及びガイドライン（附属資料 1.1 及び 1.2）を設定している。

森林経営のパフォーマンス評価の基準及びガイドラインでは、表 2-2 及び表 2-3 に掲げる指標で構成している。

表2-2 生産林の森林利用事業許可（PBPH）における持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準（附属資料1.1）の指標構成

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の確実性	1.1.1. 実現レベルに応じた森林利用事業許可（PBPH）法的文書及び境界管理文書の入手可能性（境界確定計画、技術監査（TBT）作業指示書、技術監査（TBT）報告書、技術監査（TBT）マップ及び境界確定議事録（BATB））。
	1.1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。
	1.1.3. ライセンススキームを経ない許可区域又は作業区域の使用（使用がない場合は該当なし（NA））。
	1.1.4. 森林利用事業許可（PBPH）による作業領域の管理。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）所持者のコミットメント。	1.2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づいた文書の存在と会社の見通し、使命及び目的の社会化の実施。
	1.2.2. 会社の見通し、使命及び目標の実施。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、要件を満たす林業専門家その他のスタッフを必要に応じて雇用する森林管理組織。	1.3.1. 持続可能な森林管理の実施を保証する森林管理組織の利用可能性。
	1.3.2. 規定に基づいた森林管理活動の各分野における林業専門家（林学士、中級林業技術者、その他の技術者）の配置。
	1.3.3. 人事能力の向上。
	1.3.4. 林業専門職（林学士、林業中級技術職員等）の採用資料の掲載。
1.4. 定期的なモニタリング、定期的な報告、評価、達成（活動）又は森林利用事業許可（PBPH）所持者の進捗状況に係るフィードバックの提示の実施を計画するための能力とメカニズム。	1.4.1. 管理情報システム機器の存在。
	1.4.2. 内部統制組織（SPI）又は内部監査役の存在とその有効性。
	1.4.3. モニタリングと評価の結果に基づいた是正措置と予防措置の実施。
	1.4.4. 環境林業省その他の機関に所属する運用実施要員の存在及び規則の遵守。

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
1.5. 無料、かつ、事前のインフォームドコンセント（FPIC）	1.5.1. 利用事業計画の理解、関与、プロセスの記録、内容の普及の促進により、利用事業計画が承認される。
	1.5.2. 現在の伐採作業区画（RKT）で保護地域を設立する過程での承認。
2.1. 持続可能な森林経営における長期作業林区の構築	2.1.1. 権限のある職員により承認された長期計画文書の完全性。
	2.1.2. 長期計画に基づく適切な作業エリアの配置。
	2.1.3. 森林利用事業単位のブロック境界の維持（サンプリング原単位5%）。
2.2. 林産物別の持続可能な森林利用、森林面積利用及び環境サービス	2.2.1 資源調査又は資源識別の結果に基づいた森林利用（木質林産物（HHK）、非木質林産物（HHBK）、森林面積又は環境サービス）に係る潜在的なデータがある。
	2.2.2. 規定に基づいた森林利用事業活動の種類別の環境収容力による森林利用の適合性。
2.3. 森林の持続可能性を確保するための森林活用事業活動を段階的に実施。	2.3.1. 森林利用事業の種類別に、活動の全ての段階で標準作業仕様書（SOP）が利用可能。
	2.3.2. 森林利用事業の種類別に活動の全段階に対する標準作業仕様書（SOP）を実施。
	2.3.3. 天然資源の再生産能力、再生又は回復の水準により森林の持続可能性が保証される。
2.4. 森林利用の取組における環境に優しい技術の利用と応用	2.4.1. 森林利用の取組において環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性。
	2.4.2. 環境に優しい技術を森林活用に応用。
	2.4.3. 森林資源への影響を最小限にとどめる。
2.5. 承認された計画書に基づく森林活用事業による生産（物品やサービス）の実現	2.5.1. 森林利用年間施業計画（RKTPH）文書は、規定に定める資源調査結果に基づき作成される。
	2.5.2. 作業地図と森林利用年間施業計画（RKTPH）の整合性。
	2.5.3. 全ての森林利用事業活動の現場における林区境界のマーキングと作業地図との整合性。
	2.5.4. 商品、サービス及び生産の短期計画文書への適合。
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の生産林における森林利用事業活動に資金を提供する財務能力	2.6.1. 財務能力の充実状況については、「生産林の活用等に係る財務報告に係るガイドライン」に基づいて作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）により判断。
	2.6.2. 資金の比例配分の実現（注：不可抗力又は方針の変更により100%を超える実現があった場合、企業予算執行計画（RKAP）に概要が示されている資金の比例配分は100%とみなされる）。
	2.6.3. 十分な資金配分の実現は、生産林利用財務報告ガイドライン（公認会計士による監査又はコミッショナー、当局若しくは株式総会（RUPS）の結果により承認及び署名された昨年の未監査報告書に基づき行われる。
	2.6.4. 円滑な資金調達の実現。
	2.6.5. 再造林への資本投入。
	3.1.2. 保護区域の配置（マークされている割合、境界標識が認識されている）又は保護価値の高い地域（ABKT）の境界線。

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
	<p>3.1.3. 保護エリアの配置（マークされたパーセンテージ、認識された境界マーカー）又は保護価値の高い地域（ABKT）境界線。</p> <p>3.1.4. 泥炭生態系の保護と管理（土壌の種類が泥炭以外の場合、この検証ツールは適用しない）</p> <p>3.1.5. 保護地域の当事者の承認。</p>
3.2. 森林の保護と安全	<p>3.2.1. 森林地帯への侵入、無許可伐採、伐採、火災の予防と消火その他の特定された種類の問題に適した保護手順の利用可能性。</p> <p>3.2.2. 規定に基づく森林における障害に対応する保護基盤の利用可能性。</p> <p>3.2.3. 適切な森林保護人材の確保が、テクノロジーの活用によって支えられている。</p> <p>3.2.4. 先制的予防的抑圧的森林保護の実施効果。</p>
3.3. 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理と監視	<p>3.3.1. 物理的及び化学的成分への影響を管理し、監視するための手順の利用可能性。</p> <p>3.3.2. 基盤又は機器の利用可能性及び適切な人材によるB3廃棄物管理を含む、物理的・化学的成分への影響の管理と監視。</p> <p>3.3.3. 実施 環境文書に基づいたB3廃棄物管理を含む物理的・化学的成分への影響の管理と監視。</p>
3.4. 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の特定。	<p>3.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）地域で保護されている動植物並びに希少種、絶滅の危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別手順の利用可能性。</p> <p>3.4.2. 森林利用事業許可（PBPH）地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物を特定する活動の実施。</p> <p>3.4.3. 森林利用地域で保護されている種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種植物の識別結果に係るデータの入手可能性。</p>
3.5. 動植物の管理: 1. 乱されていない生産林及び損傷のない部分（保護された高保全価値地域（ABKT））。 2. 識別活動の結果としての保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護。	<p>3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用可能性。</p> <p>3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の管理の実施。</p> <p>3.5.3. 森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有動植物とその生息地の状態。</p>
4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の作業区域と、森林利用事業許可（PBPH）生産林エリア内の慣習法上の共同体の領域及び地元共同体による土地所有権の境界線の明確化。	<p>4.1.1. 先住民及び地域社会の存在並びに基本的権利を特定するための手順の利用可能性及び参加型境界マーキングを含む作業領域の描写。</p> <p>4.1.2. 先住民及び地域社会の存在及び基本的権利の特定を調査した結果の記録の利用。</p> <p>4.1.3. 慣習法共同体及び地域共同体により管理されている森林利用事業許可（PBPH）地域における参加型境界マーキングの描写と実施の結果。</p> <p>4.2.1 潜在的な紛争解決フローチャートが利用可能。</p> <p>4.2.2. 紛争解決メカニズムが整備されている。</p>

指標検討結果	評価ツール（検査員）の検討結果
	4.2.3. 資金提供を受けた紛争解決機関の存在。
	4.2.4. 紛争解決フローチャートの識別結果に基づいた紛争解決計画の作成
4.2. 体系的で測定可能な紛争解決及び紛争解決実施システムの利用可能性	4.2.5. 文書化された紛争処理規程の制定及び実施。
4.3. 当事者間利益の公平な分配メカニズムの利用可能性と実施	4.3.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による森林資源（SDH）管理活動に関与、依存及び影響を受ける慣習共同体又は地域共同体に係るデータ及び情報の利用可能性。
	4.3.3. 先住民及び地域社会の生産的な経済活動を促進するための努力を含む森林利用事業許可（PBPH）所持者の計画文書の存在
4.4. 適用される法律及び規制に従った企業の社会的責任の遂行。	4.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者の共同体のニーズと社会的及び環境的責任プログラムを特定する。
	4.4.2. 規定に基づいた森林利用事業許可（PBPH）所持者のための社会的環境的責任作業の計画文書の利用可能性。
	4.4.3. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による社会的環境的責任を遂行するメカニズムの利用可能性。
	4.4.4. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による優先社会的環境的責任を遂行するプログラムの普及活動。
	4.4.5. 森林利用事業許可（PBPH）所持者による社会的環境的責任の遂行の実現。
4.5. 労働福祉の保護、発展及び改善。	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。
	4.5.2. 標準的なキャリアパス方針の導入。
	4.5.3. キャリアパスを支援するコンピテンシー開発。
	4.5.4. 従業員の福利厚生の実現。

表2-3 保全林における森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準（附属資料1.2）の指標構成

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
1.1. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林地域又は経営権の確実性	1.1. 法的文書（森林利用事業許可（PBPH）法令の附属書のフローチャート又は経営権）及び境界管理文書（境界計画、技術監督（TBT）作業指示書、技術監督（TBT）レポートブック、技術監督（TBT）の境界確定議事録（BATB）の利用。
	1.2. 境界確定議事録（BATB）とその保管。
	1.3. 地域及び作業区域の機能の変更に係る許可所持者の行動（機能に変更がない場合は適用外）。
	1.4. 環境林業省（KLHK）の許可手順を経ない許可エリア又は作業エリアの使用（使用がない場合は適用外）。
	1.5. 保安林管理許可（PBPH HL）又は経営権による作業領域の制御。
1.2. 森林利用事業許可（PBPH）保全林所持者のコミットメント及び経営権.	2.1. 持続可能な森林経営（PHL）に基づく会社のビジョン、使命及び目標に係る文書の存在及び普及の実施。
	2.2. 会社のビジョン、使命、目標の実施。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、必要に応じて林業専門家やその他の有資格者を雇用する森林管理組織。	3.1. 持続可能な森林経営の実施を保証する森林経営組織の活用。
	3.2. 規定に基づく森林経営活動の各分野における林業専門人材（林学卒業生、林業中級技術者、その他の技術者）の配置。
	3.3. 人事能力の向上。
	3.4. 林業専門家（林業卒業生、林業二次技術者等）の採用書類の利用。
1.4. 定期的なモニタリングの実施を計画するための能力とメカニズム、定期的な報告、評価、及び森林利用事業（PBPH）の保全林活動の進捗状況に係るフィードバックの提示又は森林利用事業（PBPH）保全林の所持者及び経営権。	4.1. 経営情報システム機器の存在。
	4.2. 内部統制組織（SPI）又は内部監査役の存在とその有効性。
	4.3. モニタリングと評価の結果に基づいた是正措置と予防措置の実施。
	4.4. 環境林業省等に所属する運用許可を運用する実施要員の存在及び記入の遵守（情報システムがまだ利用できない場合は適用外）。
1.5. 無料の事前情報提供（PADIATAPA）	1.5.1. 理解、関与、プロセスの記録、内容の普及の強化による森林利用事業活動計画の承認。
生産 2.1. 持続可能な森林経営における長期作業場の手配。	2.1.1. 権限のある当局職員が承認した長期計画文書の完全性
	2.1.2. 現場における作業区域の配置と長期計画との適合。
	2.1.3. 利用区域と中核区域の境界の標識は、現場において明確に表示され、マッピングされ、メンテナンスされている（5%のサンプリング強度）。
2.2. 森林地域の利用、環境サービス、非木質林産物（HHBK）を収集するための保全林の持続可能な利用	2.2.1 森林資源調査の結果に基づいて開発された森林利用の可能性（森林利用面積、環境サービス及び非木質林産物（HHBK）の収穫）に係るデータがある。
	2.2.2. 計画書は、森林資源の利用可能量分析の結果に基づき準備されている。

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
2.3. 保全林の持続可能性を確保するための森林利用事業活動の段階的実施。	2.3.1. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階に於ける標準作業手順書（SOP）の利用可能性。
	2.3.2. 森林利用事業の種類別活動の全ての段階を作業手順書（SOP）に基づき実施している。
	2.3.3. 保全林の機能が天然資源の再生力、復元力、修復力、再生産能力の水準別に、確実に維持されている。
2.4. 保全林の活用における環境に優しい技術の適用と活用。	2.4.1. 森林利用事業における環境に優しい技術を導入するための手順の利用可能性。
	2.4.2. 森林利用事業における環境配慮技術の応用。
	2.4.3. 森林資源保護能力の維持。
2.5. 承認された計画文書に基づく保全林利用の取組みから生じる物品又はサービスの結果の実現。	2.5.1. 年間森林利用施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT）文書は、承認された年間森林利用施業計画（RKTPH）又は持続森林規制計画（RPKH）及び森林目録の結果に基づき作成されている。
	2.5.2. 作業用地図と年間森林利用施業計画（RKTPH）又持続森林規制計画（RPKH）の地図との整合性。
	2.5.3. 作業用地図と事業種別に業務活動に使用する場所の整合性。
	2.5.4. 短期計画文書に基づいて製造した製品、商品又はサービスの適合性。
2.6. 森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権所持者の森林利用事業活動に資金を提供する財務能力。	2.6.1. 財務余力の有無については、「保全林利用財務報告ガイドライン」に基づき作成された財務管理報告書（公認会計士の監査を受けたもの）に基づき判断する。
	2.6.2. 比例的な資金配分の実現 （注：不可抗力の状況又は企業予算執行計画（RKAP）に概説されている資金配分の比例方針の変更により100%を超える実施があった場合、ギャップは100%とみなす）。
	2.6.3. 森林に投資（返還）した資本。
エコロジー	
3.1. 保全林の機能と状態の実態及び安定性	3.1.1. 保全林利用事業許可（PBPH）地域における高保全価値地域（ABKT）の種類及び経営権に係る情報が利用できる。
	3.1.2. 森林利用事業許可（PBPH）地域の閉鎖条件及び保全林使用に係る経営権。
	3.1.3. 高保全価値地域（ABKT）の存在を示す標識。
3.2. 森林の保護と保全	3.2.1. 森林地域への侵入、伐採、防火及び消火その他の特定できる種類別の阻害要因に対応できる適切な保護手順の利用。
	3.2.2. 規定に基づく森林への阻害要因防止インフラの利用。
	3.2.3. 森林保護のための適切な人材の確保が、テクノロジーの利用により支えられている。
	3.2.4. 先制的予防的抑圧的森林保護実施の効果
3.3. 森林利用による物理的及び化学的成分への影響の管理及びモニタリング	3.3.1. 物理的・化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための手順の利用。
	3.3.2. 適切な人材に支えられたB3廃棄物管理を含む物理的・化学的要素への影響を管理又はモニタリングするための基盤整備又は訓練施設の利用。

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
	3.3.3. 環境文書に従基づくB3廃棄物管理を含む物理的び化学的要素への影響の管理と監視の実施。
3.4. 保護種、絶滅危機種、希少種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の識別。	<p>3.4.1. 保全林及び経営権の森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧又は固有種の動植物を特定するための手順の利用。</p> <p>3.4.2. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権がある地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別活動の実施。</p> <p>3.4.3. 保全林及び経営権がある森林利用事業許可（PBPH）地域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の識別に係るデータの入手。</p>
3.5. 動植物の管理: 1. 荒らされていない保全林の特定の区域及び損傷を受けていない区域（保護区域及び高保全価値地域（ABKT）の識別活動の結果として生じる保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物の保護	<p>3.5.1. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理のための文書化された手順の利用。</p> <p>3.5.2. 保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧及び固有種の動植物の管理の実施。</p> <p>3.5.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び経営権がある区域における保護種、希少種、絶滅危機種、絶滅危惧種及び固有種の動植物とその生息地の状態。</p>
4.1. 保全林利用事業許可（PBPH）及び経営権の所持者の作業区域並びに慣習法による共同体、保全林利用事業許可（PBPH）区域及び経営権内の地元共同体による土地管理の領域及び境界の明確化。	<p>4.1.1. 慣習法に基づく共同体及び地域共同体の存在並びに基本的権利を確認するための手順の利用及び参加型の境界表示を含む作業区域の境界確定。</p> <p>4.1.2. 慣習法に基づく共同体及び地域共同体の存在並びに基本的権利の確認の実施結果の記録の利用</p> <p>4.1.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林区域及び手順に基づく慣習法上の共同体及び地域共同体により管理するための経営権における参加型境界の確定及び実施結果。</p>
4.2. 紛争解決システムがあり、体系的、かつ、測定可能な紛争管理が実施されている。	<p>4.2.1. 潜在的な紛争解決報告を使用。</p> <p>4.2.2. 紛争解決フローチャートが利用できる。</p> <p>4.2.3. 紛争解決フローチャートが利用可能であり、紛争解決機関が資金の支援をしている。</p> <p>4.2.4. 紛争解決計画は、紛争解決フローチャートの識別結果に基づいて使用できる。</p> <p>4.2.5. 文書化された紛争処理の実施の実現。</p>
4.3. メカニズムの利用と当事者間の利益の公平な分配の実施	<p>4.3.1. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権所持者による森林資源（SDH）の管理活動に関与し、依存し、影響を受ける慣習法上の共同体又は地域共同体に係るデータ及び情報の利用可能性。</p> <p>4.3.2. 先住民及び地域社会の生産的な経済活動を促進するためのメカニズムの利用可能性。</p> <p>4.3.3. 慣習法上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を増加させる取組みを含む、森林利用事業許可（PBPH）保全林又は経営権の所持者に向けた計画文書の存在。</p> <p>4.3.4. 森林資源（SDH）管理や持続可能な生産的な経済の改善を通じて、慣習法上の共同体及び地域共同体の生産的な経済活動を増加させる活動の実施。</p>

検討結果指標	評価ツール（検査員）の検討結果
4.4. 法令に基づく企業の社会的責任の遂行	4.4.1. 森林利用事業許可（PBPH）所持者、保全林、及び経営権に対する共同体のニーズと社会的環境的責任プログラムを特定する。
	4.4.2. 規定に基づく森林利用事業許可（PBPH）林保護及び経営権所持者のための社会的環境的責任に係る作業計画文書の利用可能性。
	4.4.3. 森林利用事業許可（PBPH）保全林及び経営権の所持者による社会的環境的責任を実施するためのメカニズムの利用可能性
	4.4.4. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権の所持者による優先的な社会的環境的責任に係る事業を普及するための活動。
	4.4.5. 森林利用事業許可（PBPH）の保全林及び経営権の所持者による社会的環境的責任の実施。
4.5. 労働福祉の保護、発展及び向上.	4.5.1. 労使関係施設の利用可能性。
	4.5.2. 標準的なキャリアパスポリシーの導入。
	4.5.3. キャリアパスをサポートする人事能力の開発。
	4.5.4. 従業員の福利厚生権利。

附属資料 1.1 及び附属資料 1.2 のパフォーマンス基準は、表 2-4 に例示するマトリックスで示されている。

パフォーマンス評価を行う検査員は、審査を行うときに「補足説明欄」の記載内容により当該指標の審査目的を正確に理解し、さらに「評価指標のツールの検討結果欄」の記載事項により具体的な審査対象を的確に把握できる。その上で検査員は、「評価指標のツールの検討結果」欄が掲げる具体的な審査対象が「検査員による規範」欄中の「1 悪い」、「2 中庸」又は「3 良い」のどの状態に該当するのかを判断し、「評価指標のツールの検討結果欄」の項目ごとに「悪い」は1点、「中庸」は2点、「良い」は3点のスコアを与える。

このマトリックスにより、検査員が下す審査結果の属人別のばらつきを抑えられるだけでなく、森林を管理する事業体も森林経営を行うにあたっての具体的な課題や自らの管理状態の水準を認識できるようになる。

「重要性」の欄の値は、検査員が「評価指標のツールの検討結果欄」の項目別に与えたスコアとともに、附属資料 1.3 で説明しているパフォーマンスを決定するためのスコアの計算に用いるウエイトである。

なお、表 2-4 はパフォーマンス評価を行うためのマトリックスの説明をするための例示である。全文は、原文又は本報告書の附属資料を参照いただきたい。

表 2-4 附属資料 1.1 及び 1.2 の基準表の例

指標検討結果	補足説明	評価ツール (検査員)の 検討結果	重要性	検査員による規範		
				1 (悪い)	2 (中庸)	3 (良い)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1.2. 森林利用事業許可 (PBPH) 所持者のコミットメント。	森林利用事業許可 (PBPH) 所持企業の見通し、使命、目標、及び森林利用事業許可 (PBPH) 所持者による持続可能な森林利用を実行するための宣言。	1.2.1. 持続可能な森林経営 (PHL) に基づいた文書の存在と会社の見通し、使命及び目的の社会化の実施。	1	見通しと使命のドキュメントが利用できない。	見通しと使命の文書は入手可能で合法であるが、持続可能な森林経営 (PHL) 枠組みに基づいていないが、社会化は許可保持者レベルで実行され、実施の証拠 (議事録) がある。	見通しと使命の文書が利用可能で合法であり、持続可能な森林経営 (PHL) 枠組みに従って社会化は許可所持者、許可パートナー、地域社会のレベルから開始し、実施の証拠 (議事録) がある。
		1.2.2. 会社の見通し、使命及び目標の実施。	2	持続可能な森林経営 (PHL) による実施率が70%未満。	持続可能な森林経営 (PHL) による実施率が70~90%。	持続可能な森林経営 (PHL) による実施率90%超。
1.3. 持続可能な森林経営活動を支援するために、要件を満たす林業専門家その他のスタッフを必要に応じて雇用する森林管理組織。	持続可能な森林経営を確実に実現するためには、現場の専門家を雇用する森林利用事業許可 (PBPH) 組織が必要。	1.3.1. 持続可能な森林管理の実施を保証する森林管理組織の利用可能性。	2	組織構造と職務内容が持続可能な森林経営 (PHL) 枠組みに基づいていない。	組織構造と職務内容が公開され、持続可能な森林経営 (PHL) の枠組みに準拠しているが、取締役会による承認は一部のみ。	持続可能な森林経営 (PHL) 枠組みに従った組織構造と職務内容があり、取締役会により承認されている。

持続可能な森林管理のパフォーマンス評価を実施するためのガイドライン(附属資料 1.3) は、附属資料 1.1 の基準及びガイドライン (生産林) 又は附属資料 1.2 の基準及びガイドライン (保全林) を用いたパフォーマンス評価を実施するための手順書である。このガイドラインには、申請、手続き、実施体制、計画、実施方法その他のパフォーマンス評価の活動、活動計画及び手順並びにパフォーマンスの決定に係る事項を定めている⁷。

【適用範囲】

附属資料 1.3 のガイドラインでは、持続可能な森林管理のパフォーマンスの評価を行う適用範囲を、次のように定めている。

1. このガイドラインは、生産林の森林利用事業許可 (PBPH)、保全林の森林利用事業許可 (PBPH) 及び経営権に係る持続可能な森林経営 (PHL) のパフォーマンス評価の実施を対象とする。
2. 生産林の森林利用事業許可 (PBPH)、保全林の森林利用事業許可 (PBPH)、経営権に対する持続可能な森林経営 (PHL) 性能評価基準及び林産物適法性認証 (合法認証材 (VLHH)) 基準の実施。

⁷ 原文資料の L1.3-11~L1.3-16 頁及び仮訳資料 88~91 頁。ただし原文資料 L1.3-13 頁及び 89 頁の表中の「指標スコア欄」の 2 番目の値 (「4」) は、原則的には与えない数値 (通序は 1~3 の値を付与) であるが、環境林業省持続可能な森林経営局はこの点について、特別に高いスコアを付与するケースがあると説明している。

3. 持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準は、生産林及び保全林における持続可能な森林経営（PHL）性能評価基準及び指標で構成する。
4. 合法認証材（VLHH）基準は、林産物の合法性の原則と指標で構成する。
5. 持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価基準による評価は、過去6年以内の文書又は被審査者の最新のデータ及び情報の条件により実施するが、合法認証材（VLHH）基準については過去1年間を対象に実施する。

さらに、このパフォーマンス評価を実施するために、次を参考にして、ガイドラインを設定している。

【参考】

1. 森林管理及び森林管理計画の作成並びに保全林及び生産林の森林利用に係る2021年の環境林業大臣令第8号の規則。
2. SNI ISO / IEC 17065 製品、プロセス及びサービス認証機関の要件の適合性評価。
3. SNI ISO / IEC 19011 マネジメントシステム審査ガイド。

【評価活動】

附属資料 1.3 では、評価の申請、評価計画及びアセスメントからなる評価活動の具体的な手順と内容を示している。評価活動は、独立評価認証機関（LPVI）が実施する。

【評価手順】

前述のマトリックスを使用した検査により得たスコアを用いた評価方法については、次のように定めている。

現場で審査を実施する手順は、SNI ISO 19011 規格及び持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規格を参照する。

1. 検証の重要度

検証の重要度は、検証者のパフォーマンス指標の達成度に基づいて決定する。達成のレベルに基づいて、検証者のステータスには重要度2（プロセス及び出力検証者の場合）及び重要度値1（管理検証者又は入力検証者の場合）が与えられる。

2. 達成度又は指標加重の決定

達成度又は指標加重は、指標構成要素の達成を包括的に説明するものである。達成度又は指標加重は、次の3段階により決定する。

a. 良い

パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は3。

b. 中庸

パフォーマンス指標の達成に対する成熟度値又は指標加重は2。

c. 悪い

パフォーマンス指標の達成に対する成熟度の値又は指標加重は1。

指標の達成度又は加重の範囲は、次のように設定する。

a. 良い

検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の80%を超える場合。

b. 中庸

達成された検証者の合計値が、達成可能な最大合計値の60%から80%までである場合。

c. 悪い

検証により達成された合計値が、達成可能な最大合計値の 60%未満である場合。

表 2-5 成熟度又は指標加重の計算例

基準	指標	確認事項	加重値	評価 ⁸		
				実評価	指標スコア	最大評価
前堤条件	1.1	1.1.1	1	3	3	3
		1.1.2	2	2	4	6
		1.1.3	1	3	3	3
		1.1.4	1	3	3	3
		1.1.5	1	3	3	3
合計					16	18

上の表によると、指標 1.1 について次のことがわかる。

- a. 達成できる評価の最大合計スコアは 18 である。これは、各検証の加重と、関連する検証で可能な最大値（最大値 3）との乗算の合計である。
- b. 得られる実際の指標スコアの合計は 16 で、これは各検証者の重みと該当する検証者の実際の値の乗算の合計である。
- c. 指標の達成度は $16 \div 18 \times 100 = 89$ (%) なので、対象指標のパフォーマンスは良好である。

【最終的なパフォーマンスの決定】

1. ライセンス期間が 6 年を超える保全林及び生産林の 森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与えられる。
 - a. 良好
達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 80% を超え、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合。
 - b. 中庸
達成した性能指標の合計値が達成可能な合計スコアの最大値の 60~80% で、環境認証基準を満たしている場合。
 - c. 悪い
達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 60% 未満であり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 60% を超えているが、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合。

表 2-6 最終的なパフォーマンス値の計算例

指標	評価		
	パフォーマンス指標	達成度指標の重み	最大スコア
1.1	良好	3	3
1.2	中庸	2	3
1.3	良好	3	3
1.4	良好	3	3
1.5	良好	3	3
2.1	良好	3	3
2.2	良好	3	3
2.3	良好	3	3

⁸ 指標スコア欄には 1~3 までの値が入らなければならないが、この欄には「4」の値が記載して計算方法を例示している (原文のまま)。

指標	評価		
	パフォーマンス 指標	達成度 指標の重み	最大スコア
2.4	悪い	1	3
2.5	良好	3	3
2.6	中庸	2	3
3.1	良好	3	3
3.2	中庸	2	3
3.3	中庸	2	3
3.4	良好	3	3
3.5	良好	3	3
3.6	良好	3	3
4.1	良好	3	3
4.2	中庸	2	3
4.3	良好	3	3
4.4	良好	3	3
4.5	中庸	2	3
合計		58	66

上記の計算により、次の事項が判明する。

- a. 全ての指標の性能の合計値は 58 で $58 \div 66 \times 100 = 89$ (%) で合法林産物 (LHH) 認証基準は「適合」となるため、持続可能な森林経営 (PHL) の最終的な性能値は「良好」である。
 - b. 合法林産物 (LHH) 認証基準の要求が満たされていない場合、持続的森林管理認証 (PHPL) パフォーマンスの最終値は「悪い」と評する。
2. 許可期間が 6 年以下の保全林内の森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。
- a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計値の 70% を超え、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成した性能指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50~70% であり、環境認証基準を満たしている場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 50% 未満であり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55% を超えているが、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合は「悪い」。
3. 許可期間が 6 年以下の生産林の森林利用事業許可 (PBPH) の場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終値は、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。
- a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80% を超え、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 55% から 80% の間にあり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たす場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 55% 未満であり、合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大スコアの合計の 55% を超えているが合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

4. 森林利用事業許可 (PBPH) が林産物加工事業許可 (POKPHH) と統合されている場合、持続可能な森林経営 (PHL) パフォーマンスの最終スコアは、次のガイドラインに基づいて「悪い」、「中庸」又は「良好」の評価を与える。
 - a. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大合計スコアの 80%を超え、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たし、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合は「良好」。
 - b. 達成したパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計値の 55~80%であり、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たし、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合は「中庸」。
 - c. 達成したパフォーマンス指標の合計値が達成可能な最大可能合計値の 55%未満であり、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たし、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしている場合又は達成されたパフォーマンス指標の合計値が、達成可能な最大合計スコアの 55%を超えているものの、森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準又は森林利用事業許可 (PBPH) の合法林産物 (LHH) 認証基準を満たしていない場合は「悪い」。

以上の評価により、最終パフォーマンススコアが「中庸」以上の場合は、「合格」と宣言し、独立評価認証機関 (LPVI) は、「合格」と宣言された被審査者に対して持続的森林経営証明書 (S-PHL) を発行し、同時に被審査者と合法性及び持続可能性認証システムの標章 (SVLK マーク) の使用に係るサブライセンス契約を締結する。

【証明書の発行】

附属資料 1.3 では、発行する証明書に係る事項について、次のように定めている。

1. 持続的森林経営証明書 (S-PHL) は、「中庸」又は「良好」の最終パフォーマンス値を持ち、6年の有効期間が与えられる。
2. 独立評価認証機関 (LPVI) は、評価結果が「悪い」と宣言されているものの木材が合法性を満たしている場合、被審査者が木材合法証明書 (S-Legalitas) を所持していなければ林産物合法性証明書 (木材合法証明書 (S-Legalitas) を発行する。
3. 前項で規定する木材合法証明書 (S-Legalitas) の発行は、独立評価認証機関 (LPVI) が木材合法性審査機関 (LVLK) として認定されている場合に行える。
4. 評価結果が「悪い」と想定されている場合、審査員は独立評価認証機関 (LPVI) による再評価の申請を提出するまでの間、持続可能な森林経営 (PHL) のパフォーマンスを改善する機会を与えられる。
5. 一つの森林利用事業許可 (PBPH) が二つのスコープを実行する場合、評価は二つのスコープを統合した一つの証明書により与えられる。
6. 持続可能な森林経営 (PHL) 評価後に持続的森林経営証明書 (S-PHL) が発行された場合、既に発行している木材合法証明書 (S-Legalitas) は無効と宣言される。
7. 森林利用事業許可 (PBPH) の残存期間が6年未満の場合、持続的森林経営証明書 (S-PHL) は森林利用事業許可 (PBPH) が満了するまで有効である。
8. 森林利用事業許可 (PBPH) にあっては有効期限が切れる前に、持続可能な森林経営 (PHL) 証明書の有効期間にあっては証明書の有効期限が切れる前に、加速評価プロセスを経た後、有効期間を6年に調整する (6年間の有効期間を付与)。
9. 森林利用事業許可 (PBPH) 終了後にライセンス延長を取得した場合は、持続可能な森林経営 (PHL) の初期認証を実施する。
10. 独立評価認証機関 (LPVI) は国家認定委員会 (KAN) の認定を受け、さらに環境林業

省の認定を受けた上で、持続的森林経営証明書（S-PHL）を発行できる。

11. 独立評価認証機関（LPVI）のトップマネジメント又は担当者が署名した持続的森林経営証明書（S-PHL）には、少なくとも審査の名前、場所、許可番号、独立評価認証機関（LPVI）の名前とそのロゴ、国家認定委員会（KAN）ロゴ、独立評価認証機関（LPVI）アドレス、発行日、証明書の有効期間、証明書番号、証明書の述語、認証の範囲及び使用されている持続可能な森林経営（PHL）パフォーマンス評価規則への参照が含まれる。
12. 森林利用事業許可（PBPH）所持者が複数の持続可能性ユニットの作業領域を持っている場合、各持続可能性単位が少なくとも「中庸」の値の所持を要件とする一件の持続的森林経営証明書（S-PHL）が発行される。
13. 第11項に規定する最終評価は、各持続可能性ユニットの最終平均スコアに基づき決定する。
14. 経営権については、各地域部門で持続可能な森林経営（PHL）の業績評価を実施する。
15. 独立評価認証機関（LPVI）管理データ又は審査に係る方針その他の変更により持続的森林経営証明書（S-PHL）の内容が変更された場合は、改訂した証明書を発行し、古い証明書の無効が宣言される。
16. 独立評価認証機関（LPVI）は、持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行、修正、凍結及び取消しを、決定が下されてから7日（暦日）以内に独立評価認証機関（LPVI）及び省のウェブサイト（silk.menlhk.go.id）で公開する。
17. 持続的森林経営証明書（S-PHL）の発行を公表するときは、報告ガイドラインの規定に基づき、独立評価認証機関（LPVI）の身元、審査された身元及び各指標の正当性の要約である評価結果に係る情報を含む審査結果の履歴書を添付する。

③川上の流通段階における合法認証材（VLHH）の基準及びガイドライン（附属資料 2.1～2.6）

附属資料 2.1～2.4 は、丸太に係る合法認証材の基準及びガイドラインを定め、伐採管理、生産した丸太の管理及びトラッキング、環境的社会的側面の遵守並びに労働契約の遵守に係る認証基準及び認証ガイドラインを設定している。認証基準は原則、基準指標及び指標を検証するための検証対象で構成し、認証ガイドラインは検証対象別に検証方法及び評価基準を具体的に定めている。

附属資料 2.1～2.4 の認証基準を次表以下に掲載する。

表2-7 森林利用事業許可（PBPH）及び経営権に係る林産物の合法性（合法認証材（VLHH））の認証基準（附属資料 2.1）

認証基準			
No	原則	基準	指標
1.	P1. 森林利用事業許可（森林利用許可（PBPH））又は経営権の確実性	K1.1 森林管理の各区画は保護森林地域と生産森林地域に位置している。	1.1.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権所持者は、管理する領域に応じて森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の有効性を提示できる。
2.	P2. 法的なログ記録システムと手順を遵守する	K2.1 有効な作業計画	2.1.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、規定に基づいた有効な作業計画を所持している。
			2.1.2 森林利用事業実施計画（RKUPH）又は持続森林規制計画（RPKH）及び年次森林利用作業計画（森林利用年間施業計画（RKTPH）又は年間技術計画（RTT））は、権限のある当局者により承認済。
		K2.2. 有効な伐採計画	2.2.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、権限のある職員が承認した伐採計画を所持している。
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の正当性	K3.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類の添付による輸送又は流通を保証する。	3.1.1 伐採する全ての木質林産物は、木材生産報告書（LHP）として記録している。
			3.1.2. 各流通段階において木質林産物の輸送又は流通には、有効な輸送書類を添付している。
			3.1.3 木質林産物の起源をたどる
		K3.2. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は税金以外の手数料（PNBP）を完済している。	3.2.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、森林再生基金（DR）又は森林資源引当金（PSDH）の支払いの証拠を提示できる。
		K3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLKマークの表示

認証基準			
No	原則	基準	指標
4.	P4. 伐採に係る環境的社会的側面の遵守	K4.1 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、すでに環境文書（環境影響分析：環境影響文書（AMDEL））を所持しており、環境文書で要求される義務を履行している。	4.1.1. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権所有者は、作業領域全体、事業所有権及び活動の種類を網羅する適用規制に適合した環境文書を所持している。
			4.1.2. 森林利用事業許可（PBPH）又は経営権の所持者は、環境への影響に対処し、社会的利益を提供するための活動の実施を示す木質林産物利用事業5か年計画（RKT）及び実施報告書を作成している。
5.	P5. 労働規則の遵守	K.5.1. 労働安全衛生（K3）規定の履行。 K.5.2労働者の権利の履行。	5.1.1.労働安全衛生（K3）の手順と実行
			5.2.1. 労働者の結社の自由。
			5.2.2. 労働者の権利を規制する労働協約（KKB）又は会社規則（PP）の存在
		5.2.3. 18歳未満の労働者がいない	

表2-8 非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））所持者に係る木質林産物合法性認証基準（合法認証材（VLHH））（附属資料2.2.）

非林業活動木材利用許可（非林業木材利用事業（PKKNK））は次により構成する：

1. 森林区域利用承認
2. 生産林の転用及び林地の開放
3. 開放され耕作権が付与された林地
4. 割当許可がある林地以外の土地（APL）

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 木質林産物の利用には、非林業活動のための木材利用の承認（非林業木材利用事業（PKKNK））を伴う。	K1.1 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認は、規定に基づき取得される。	1.1.1 有効な 非林業木材利用事業（PKKNK）承認文書の存在。
2.	P2. 合法的伐採システムと手順	K2.1 有効な伐採計画	2.1.1 立木資源調査結果に基づき準備された伐採計画
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性。	K3.1. 非林業木材利用事業（PKKNK）承認所持者は、生産された全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を伴う輸送又は流通の実施を保証。	3.1.1伐採された木質林産物は全て国家認定委員会（KAN）の木材生産報告書（LHP）に記載したものである。
			3.1.2 各流通拠点では木質林産物の輸送又は流通に有効な木質林産物輸送文書を備えている。
			3.1.3 木質林産物の起源をたどる
		K3.2. 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者による税金以外の手数料（PNBP）の完済。	3.2.1. 非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者による税金以外の手数料（PNBP）の完済。非林業木材利用事業（PKKNK）の承認を受けた者は、森林再生基金（DR）又は森林資源引当金（PSDH）の完済の証明書を提示。
		K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLKマークの表示。
		K.4.2労働者の権利の履行。	4.2.1. 労働者の結社の自由。 4.2.2. 18歳未満の労働者を雇用しない。

表2-9 社会林経営契約（地域林業（HKm）、共同体人工林（HTR）及び里山（HD））における木質林産物合法性認証（VLHH）基準及び指標（附属資料 2.3.）

合法認証木質林産物

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 社会林経営契約（PPPS）に係る地域の確実性と合法性	K1.1社会林経営契約（PPPS）地域は生産林内に所在.	1.1.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、管理する領域に応じて社会林経営契約（PPPS）の有効性を提示できる。
		K1.2 社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）文書には、木質林産物の収集と利用のための活動の種類が記載されている。	1.2.1. 社会林業経営契約（PPPS）所持者は、社会的林業経営の承認に係る政令（SK PPPS）の文書により木質林産物の収集と利用活動の種類を提示できる。
		K1.3グループ又は協同組合の形態の社会林業管理契約（PPPS）機関。	1.3.1グループ形成文書又は協同組合設立証書の完全性
2.	P2. 合法的伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な作業計画	2.1.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な文書を所持。
		K2.2. 有効な伐採計画の存在	2.2.1社会林業管理契約（PPPS）所持者は、規定に基づく有効な伐採作業区画（RKT）を所持。
3.	P3.木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者は、生産した全ての木質林産物の有効性を証明し、有効な輸送書類を添付した輸送又は流通を保証。	3.1.1伐採した全ての木質林産物は、国家認定委員会（KAN）の木材生産報告書（LHP）に記録している。
			3.1.2各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通においては、有効な輸送書類を添付している。
			3.1.3 木材林産物の起源をたどる。
		K3.2. 社会林経営契約（PPPS）所持者による税金以外の手数料（PNBP）の支払い	3.2.1. 社会林経営契約（PPPS）所持者による森林資源引当金（PSDH）及び森林再生基金（DR）の全額をの支払いを示す証明書の提示。
K3.3. SVLKマークの使用	3.3.1. SVLKマークの表示		

表2-10 私有林材に係る合法認証材（VLHH）基準（附属文書 2.4.）

私有林の構成内容は次のとおりである。

1. 植林木に係る森林の権利
2. 土地利用権発効前に自然に成長していた森林の権利

認証基準			
No.	原則	基準	指標
1.	P1. 木材の所有権の有効性が証明できる	K1.1 土地の保有権に係る権利の正当性	1.1.1 森林所有者による土地の権利の正当性の証明。
2.	P2. 合法的な伐採システムと手順の遵守	K2.1 有効な伐採計画の整備。	2.1.1 伐採計画は、立木資源調査の結果に基づき策定している。
3.	P3. 木質林産物の生産と流通の合法性	K3.1. 私有林所有者は、生産された全ての木質林産物が法的に証明され、有効な輸送書類が添付されて輸送又は流通され、さらに天然林材の場合は税金以外の手数料（PNBP）支払義務の履行を保証する。	3.1.1 伐採又は収穫された全ての木質林産物を記録している。
			3.1.2 各流通拠点における木質林産物の輸送又は流通において、木質林産物の有効な輸送書類が添付されている。
			3.1.3 木質林産物の起源を辿る。
			3.2.1 SVLK署名

附属資料 2.5 は、森林利用事業許可（PBPH）、経営権、社会林経営の承認及び非林業活動における木材利用承認の所持者に係る合法認証材（VLHH）のガイドラインであり、附属資料 2.6 は、私有林の林産物の合法性を審査するためのガイドラインである。これらは、合法認証材の審査の申請方法、審査準備、審査の実施方法及び手順、報告並びに意思決定の他、認証の凍結及び取消し、認証を管理する独立評価認証機関（LPVI）の変更その他の合法木材証明書（S-Legalitas）の取扱いに係る事項を定めている。

④川下の流通段階における基準及びガイドライン

附属資料 3.1～3.5 は、合法性を評価する基準を木材加工事業許可保有者（附属資料 3.1）、産業事業活動許可保有者（附属資料 3.2）、登録丸太集積場（附属資料 3.3）、輸出業者（附属資料 3.4）、輸入業者（附属資料 3.5）別に定めている。

これらの附属資料は、原則、標準、指標、検証からなる認証基準と認証基準の具体的な検査方法、検査対象を評価する評価基準を示す認証ガイドラインで構成している。

附属資料 3.1～3.5 の認証基準を、次に掲載する。認証基準の検証対象には、事業体の許認可、納税その他の事業体の合法性の確認、デューデリジェンスの実施を含む入荷材の合法性の確認、加工企業の場合は入出荷在庫及び加工の記録及び取引の際に交わす各種文書の合法性の確認と実際の取扱商品との整合性、入出荷手続きの合法性、労働規則の遵守の確認などが含まれる。

表2-11 木材加工事業許可（PBPHH）所持者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料3.1）

認証基準		
原則	標準	指標
1	2	3
P1. ライセンス所持者は、合法的な木材加工又は貿易の実行を支援するよう努めている。	K1.1 次の産業部門は、 (a) 業界が有効なライセンスを所持していること、及び (b) 加工製品の輸出者が有効なライセンスを持っていること。	1.1.1 業務組織は、業務主体及び業務の合法性を備えたプロデューサーである。
	K1.2 木質林産物及び木材製品の輸入業者	1.2.1 法的許可を得た輸入業者である
	K1.3 グループ形式の事業単位.	1.3.1 グループにはグループ形成のための文書が存在
P2. 当該事業部門は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを導入している。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1 事業部門は、入荷した原料が合法的供給源からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる
		2.1.4 他者のサービスを通じた製品処理（森林利用事業許可（PBPH））（サービスプロバイダーを経由する場合）
K.3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示	
P.4 加工産業における労働規則の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生（K3）規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生（K3）ガイドライン又は手順の実施.
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1 労働者の結社の自由。
		4.2.2 10人以上の従業員を雇用する森林利用事業許可（PBPH）事業体には、従業員の権利と義務を規定する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB）又は社内規則（PP）が存在
		4.2.3 18歳未満の労働者の雇用禁止
	4.2.4. ジェンダーの調整	

表2-12 産業事業活動許可所持者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.2）

認証基準		
原則	標準	指標
.事業許可（PB）所持者は合法的な木材取引の実施を支援する。	K1.1 単独の事業単位 (a) 合法的な事業許可（PB）を所持又は、 (b) 加工品輸出業者は有効な事業許可（PB）を所持	1.1.1 事業単位は、事業主体の合法性と合法的な事業を行うプロデューサー
	K1.2 木材及び木材製品の輸入業者	1.2.1 輸入者は、有効なライセンスを所持。
P2. 事業単位で木材の原産地からのトレーサビリティを保証する木材トレーサビリティシステムを備えている。	K2.1 原料（輸入木材を含む）及び加工品を追跡するシステムの存在と導入。	2.1.1 事業単位で受領した原料が法的供給源からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであると証明できる。
		2.1.3 当該事業部門における木材追跡システムの導入
		2.1.4 他の関係者（他の業界又は事業許可（PB）産業）のサービスを通じた製品加工プロセス（サービスプロバイダー経由の場合）
P.3 生産した製品の取引又は譲渡の合法性と正当性	K3.1 国内向け製品の取引又は譲渡	3.1.1 事業単位で国内目的での生産製品の貿易又は移転のために合法的な林産物輸送文書を使用。
	K3.2 輸出用加工木材の出荷。	3.2.1 輸出用に加工された木材の出荷は、輸出申告書（PEB）に準拠する必要がある。
	K3.3 SVLKマークの使用	3.3.1 SVLK マークの表示
P.4 加工産業の労働規制の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生（K3）規定の遵守	4.1.1. ガイドライン又は手順と労働安全衛生（K3）の実施
	K.4.2. 労働者の権利の実現	4.2.1 労働者の結社の自由。
		4.2.2. 産業用事業許可（PB）における労働者の権利と義務を規制する集団労働協約文書（集団労働協約文書（KKB））又は社内規則（PP）の存在。
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止
		4.2.4. ジェンダー。

表2-13 登録丸太集積場（TPT-KB）に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.3）

認証基準		
原則	標準	指標
P1. 登録丸太集積場（TPT-KB）は合法的な木材取引の実行を支援	K1.1登録丸太集積場	1.1.1 登録丸太集積場（TPT-KB）は、法的な指定を受けている。
		1.1.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）には環境文書がある
P2. 登録丸太集積場（TPT-KB）は、木材の原産地からの追跡可能性を保証する木材追跡システムを設置している	K2.1丸太追跡システムの存在と実行。	2.1.1 登録丸太集積場（TPT-KB）は受領した丸太が認定された場所からのものであると証明できる。
		2.1.2 輸入された丸太は合法的供給源からのものである。
P.3. 登録丸太集積場（TPT-KB）からの丸太の販売及び輸送の合法性。	K3.1丸太の販売及び輸送に係る文書	3.1.1登録丸太集積場（TPT-KB）には、販売又は輸送に係る文書が存在。
	K.3.2 SVLKマークの表示	3.2.1 SVLKマークの表示。
P.4. 労働規則の遵守。	K.4.1. 労働安全衛生（K3）規則の履行。	4.1.1. 労働安全衛生（K3）のガイドライン及び手順。
		K.4.2. 労働者の権利の実現
		4.2.1. 労働者の結社の自由
		4.2.2. 登録丸太集積場（TPT-KB）に対する労働協定（集団労働協約文書（KKB））又は会社規則（PP）の存在。
		4.2.3. 18歳未満の労働者の雇用禁止。
		4.2.4. ジェンダー。

表 2-14 輸出業者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.4）

原則 1	標準 2	指標 3
P1. 輸出業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸出業者の事業体	1.1.1 輸出者は有効な許可を所持
P2. 林産物の取引又は輸送の合法性。	K.2.1. 木材加工品の供給業者から輸出業者への取引又は輸送	2.1.1. 事業部門は、受領した製品が合法的供給源からのものであると証明できる。
	K.2.2. 製品輸出	2.2.1. 林業製品の輸出は物品輸出申告書（PEB）に準拠していなければならない。
		2.2.3. 国内販売
P.3 輸出業者による労働規則の遵守。	K.3.1. 労働安全衛生規則（労働安全衛生（K3））の履行	3.1.1. ガイドライン又は手順及び労働安全衛生（K3）の実施
	3.4.2. 労働者の権利の実現	3.2.1. 労働者の結社の自由

表2-15 輸入業者に係る木質林産物の合法性認証基準（附属資料 3.5）

認証基準		
原則	標準	指標
P1. 輸入業者による合法的な木材貿易の実施	K1.1 輸入業者の事業形態	1.1.1 有効な許可の所持
		2.1.2 輸入業者は、輸入した木材が合法的な供給源からのものであることを証明できる
	K.4.2. 労働者の権利の実現。	4.2.1. 労働者の結社の自由。
		4.2.2. 営業許可（SIUP）持株会社には集団労働協約（集団労働協約文書（KKB））又は社内規定（PP）が存在
		4.2.3. 18歳未満の雇用禁止
1.2.4 ジェンダー		

附属資料 3.6 は、附属資料 3.1～3.5 の合法性認証基準を認証するための手順と審査方法を定めている。具体的な内容としては、適用範囲、申請方法、審査活動計画、認証審査の手順、認証の手順、報告、認証の意思決定、証明書が発行及び有効期間、監査並びに証明書の凍結及び取消しの他、証明書を管理する独立評価認証機関（LPVI）の変更並びに取消し及び失効に係る事項を定めている。

⑤林産物の自己宣言書の発行とその確認を行うためのガイドライン（附属資料 4）

附属資料 4 は、林産物の「合法性の自己宣言」（以下、「自己宣言」という。）を行うための文書（以下、「自己宣言書」という）の発行及び自己宣言書の確認を行うためのガイドラインである。

このガイドラインには、自己宣言書を発行できる者及び自己宣言の実施方法並びにサプライヤーが発行した自己宣言書の確認方法、自己宣言書上の不適合が明らかになった場合の検査方法及び政府による検査の実施方法が定められている。

自己宣言書の様式は、木材加工事業許可（PBPHH）又は産業用事業許可（PBUI）、丸太登録保管場（TPT-KB）、一般事業者輸入識別番号（API-U）保有者別に定められており、環境林業大臣通達の原文では L4-14 頁から L4-16 頁に、別冊資料では 230 頁から 232 頁にこれらの様式を掲載している。

⑥林産物輸入ガイドライン（附属資料 5）

林産物輸入ガイドラインは、デューデリジェンスの実施手順、輸入申告書の作成及び修正の手順、実施した輸入の監査、木材合法性認証システム（SILK）ポータルへのアクセス権並びに政府による輸入業者の監督及び管理に係る事項を定めている。

輸入業者に義務づけられている輸入申告をする前に実施するデューデリジェンスの結果は、Excel ファイルで林産物加工販売開発（BPPHH）局長に提出し、デューデリジェンスデータが正確であれば、林産物認証販売（SPHH）局が輸入業者に輸入申告関係文書を提供している。

輸入関係書類の様式及び輸入をするときに必要な申告データについては、次表のように原文及び別冊資料に示されている。

表 2-16 輸入関係書類の様式及び輸入申告データの掲載頁

項目	原文資料	別冊資料
デューデリジェンスのデータと情報（様式）	L5-11 頁	242 頁
デューデリジェンステスト（様式・記載例）	L5-12～L5-13 頁	243～244 頁
デューデリジェンステスト実施のためのガイドライン	L5-14～L5-25 頁	245～250 頁
製造業者輸入識別番号（API-P）所持者用輸入申告書（様式）	L5-26 頁	251 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）所持者用輸入申告書（様式）	L5-27 頁	252 頁
輸入申告書付表（様式）	L5-28 頁	253 頁
林産物自己宣言（DHHSM）及び木製品の輸入申告（様式）	L5-29～L5-30 頁	254～255 頁
サンプル物品のデータ及び情報の提出（様式）	L5-31 頁	256 頁
製造業者輸入識別番号（API-P）又は一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の林産物自己宣言によるサンプル物品のデータ及び情報の提出に係るガイドライン	L5-33 頁	257 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）所持者の輸入申告の記載例（サンプル物品用）	L5-33 頁	258 頁
一般業者輸入識別番号（API-U）を所持している輸入業者のサンプル物品輸入申告書様式	L5-34 頁	259 頁
サンプル物品の輸入申告書付表（様式）	L5-35 頁	260 頁

なお、輸入業者に対しては、独立評価認証機関（LPVI）が監査を実施し、国も監督及び管理を行っている。

⑦V-LEGAL 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドライン（附属資料6）

V-LEGAL 又は FLEGT ライセンスの書類発行に係るガイドラインでは、次の事項を定めている。

- A. 一般要件。
- B. V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行手順。
- C. V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行。
- D. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンス文書の有効期限の延長。
- E. 紛失又は損傷による V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの交換。
- F. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの取消し。
- G. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの修正。
- H. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行手数料。
- I. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの一般的要件。
- J. 未記入の V-Legal 又は FLEGT ライセンス文書の様式。
- K. 署名及びスタンプの交付。
- L. 特別規定及び協力制度。
- M. 関税番号又は HS コード。
- N. V-Legal 文書又は FLEGT ライセンスの発行申請様式。

上記 A～N の内、V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行手順及び V-Legal 又は FLEGT ライセンスの発行についての記載内容は、次のとおりである。

【V-Legal又はFLEGTライセンス書類の発行手順】

- 1. 一般要件
 - a. 輸出申請があった製品は、許可及び証明書の範囲並びに積地に適合している。
 - b. 輸出業者は、林産物加工活動事業承認（POKPHH）の範囲にある合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）をすでに取得していること。
 - c. サプライヤーは、私有林又は経営権により生産した人工林林産物に係る持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）又は林産物の自己宣言をすでに取得していること。
 - d. サプライヤーは輸出する製品がCITESリストに含まれる樹種原料から製造されている場合、合法証明書（S-Legalitas）又は持続的森林経営証明書（S-PHL）を取得しなければならない。
 - e. 独立評価認証機関（LPVI）は、輸出業者が最大断面積3,500mm²の木材加工業者又は木材業者から入手したパネル又は紙を使用する場合、原料が認証材由来であること又は木質林産物の権利のために林産物の自己宣言書を発行していることを保証する。
 - f. V-Legal又はFLEGTライセンスは、発見された木材、没収された木材又は腐敗した木材に由来する競売材又はその製品には発行できない。

2. 認証申請

- a. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書を、提出又は署名して責任を負う役員を法人代表者名の決定書又は委任状により明らかにして発行機関に登録する。
- b. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請書に必要事項を記入し、次のものを添えて発行機関に提出する。
 - 1) 請求書及びパッキングリストの写しで、その内の少なくとも一つには輸出する商品の送料に係る情報が含まれていなければならない。
 - 2) 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。
 - 3) 発行される文書に対応するスタッフィング（コンテナ詰め）作業を行う場所の地理的座標の情報を含む製品の写真。

3. 輸出業者向けV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の認証

- a. 輸出業者による出荷
 - 1) 木材移動報告書（LMK）文書又は在庫報告書の写し。
 - 2) 製品注文の文書又はリスト。
 - 3) 輸出する木材、木製品及びその派生品に係るサプライヤーからの輸送書類の写し及び持続的森林経営証明書（S-PHL）若しくは合法証明書（S-Legalitas）の写し又は林産物の自己宣言書。
 - 4) 請求書又はパッキングリストの写しで、そのうちの少なくとも一つには輸出する商品の関税品目に係る情報が含まれていなければならない。
 - 5) 貿易が制限されている製品の貿易を許可するCITES関係文書。
 - 6) 発行する文書に対応し、発行機関により確認済のスタッフィング作業を行う場所に係る地理的座標の情報を含む製品の写真。
- b. 木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書は、毎月発行機関に送付する。送付した木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書は、初期在庫をバランスシート上の最初の記録とし、翌月は輸送書類の写しと持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）の写し又はサプライヤーからの林産物の自己宣言書と照合した後、在庫の調整に用いる。発行機関は、木材移動報告書（LMK）又は在庫報告書のデータ並びに輸送文書の写し及び持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）文書のコピー又は供給業者からの林産物の自己宣言との間に矛盾がある場合、事前に説明を要求し、必要に応じてサンプリングによる実地調査を実施できる。
- c. 木材在庫に係る供給データを更新するために、サプライヤーから受領した輸送書類の要約を定期的に発行機関に送信する。この要約には、木製品の種類、樹種及び持続的森林経営証明書（S-PHL）番号、合法証明書（S-Legalitas）番号又はサプライヤーからの林産物の自己宣言に係る情報が含まれていなければならない。
- d. 発行機関は、必要に応じてサプライヤーからの情報とは別に、輸送書類の原本及び持続的森林経営証明書（S-PHL）、合法証明書（S-Legalitas）書類又は林産物の自己宣言を要求できる。
- e. 林産物加工過程で生じた廃棄物に由来する木材、競売材以外の木くずを含む丸

太、使用済みの丸太、古材由来の製品を受領する輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行のために次のいずれかを要求できる。

- 1) 丸太の林業担当部門からの木材の使用の記録。
 - 2) 森林局又は村若しくは集落の役人からの丸太以外の製品に係る記録。
- f 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行を検証するときにサンプリングによる輸出製品の実地検査を実施する場合がある。
- g 発行機関は、生産工程における歩留り及び原料の供給量と使用量との整合性を考慮して木材在庫量データを作成する。木材の在庫データは、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を検証するための基礎データとして使用する。

なお、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの申請をするときは、申請者が自社のレターヘッド付きの用紙を用いて、次の様式で申請書を作成するよう定めている。

【V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請様式】¹⁰

<レターヘッド> 番号:

件名: V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請

<発行機関名> On Site

私はここに、次のV-Legal 文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する。

会社名:.....

合法証明書 (S-Legalitas) 番号:.....

合法証明書 (S-Legalitas) の有効期限:

輸入業者名 :.....

輸入業者所在地 :.....

目的国 : <国コード> - <国名>

積み地 : <港コード> - <港名>

荷揚港.....

<港コード> - <港名>.....

輸送手段.....

<輸送陸 /海/空>

総個数.....個

総材積 1).....m³

総重量 1).....kg

総金額 2).....USD

インボイス番号 :.....

インボイスの日付 :.....

積み込み (スタッフィング) 予定日:

積み込み (スタッフィング) 場所:.....

その他の情報⁵⁾ :.....

申請物品の説明³⁾:

a. HSコード :.....

商品の説明:.....

樹種 4) : <樹種名>.....

伐採国 4).....<国コード> - <国名>

¹⁰ 原文資料の L6-18-19 頁。

- 個数.....個
 材積 1).....m³
 重量 1).....kg
 額 2).....USD
 備考:.....
- b. HSコード :.....
 商品の説明:.....
 樹種 4) : <樹種名>.....
 伐採国 4)<国コード> - <国名>
 個数.....個
 材積 1).....m³
 重量 1).....kg
 額 2).....USD
- 備考:..
- c.

これは、正しい情報を記載した V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を申請する文書である。

<場所、日付>

<担当者の署名及び社印>

1. V-Legal文書発行ガイドラインの付属書5に基づき記入。
2. FOBの値を入力。
3. 輸出商品の記載数に応じて作成。
4. 複数の記載が可能で、区切りには改行を使用。

【V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行】

1. 木材合法性認証システム（SILK）によるV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行メカニズム
 - a. 発行機関は、申請書の受領から遅くとも3日（暦日）以内に、申請要件の完全な充足を確認し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する。
 - b. 発行機関は、V-Legal又はFLEGTライセンス発行申請の検証の結果を「不適合」と判定した場合は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行せずに輸出業者と局長に不適合報告書を提出する。
 - c. 前項の不適合報告書で不適合と報告があった事項は、申請書の受領から3営業日以内にV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない理由として適用する。
 - d. 発行機関は、局長にライセンス情報ユニット（LIU）を通じて決定の日から24時間以内に不適合報告書を提出する。
 - e. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、林産物の輸出規定に係る法律及び規制の対象になっていない合法証明書（S-Legalitas）をすでに取得している輸出業者の林産物に対して発行できる。
 - f. 輸出業者は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用している場合、輸出申告書（PEB）を発行機関に提出し、輸出が成立しなかった場合はキャンセルを申請してV-Legal文書又はFLEGTライセンスを確保しなければなら

- い。
- g 輸出業者は、発行機関にV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行日から30日（暦日）以内に輸出申告書（PEB）の写しを提出する。輸出業者がV-Legal文書又はFLEGTライセンスを使用した証明として輸出申告書（PEB）の写しを提出しない場合は、輸出業者が要求された輸出申告書（PEB）を提出するまで、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行サービスを停止する。
 - h 発行日から30日（暦日）以内に使用が確認できないV-Legal文書又はFLEGTライセンスは、3日（暦日）以内に発行機関がキャンセルする。
 - i 発行機関は、輸出申告書（PEB）の要約を作成し、毎月10日までに林産物合法性の検証に係る情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に報告する。
 - j 事務局長は関係規則に基づき、輸出実施報告書を商務省輸出入申告システム（INATRADE）（<http://inatrade.kemendag.go.id>）に提出しない輸出業者に対するV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を一時停止するよう局長を通じて発行機関に要請できる。V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行は、輸出業者が発行機関に輸出実施報告書を提出した後に実施できる。
 - k 発行機関及び輸出業者は、印刷されたV-Legal又はFLEGTライセンス文書が完全であること、明確であること及び正確であることを保証する。
 - l 所管官庁（CA）が受付けた文書又はソフトウェアから印刷されたFLEGTライセンスのデータは、木材合法性情報システム（SILK）（<http://silk.menlhk.go.id>）のデータとは異なるため、輸出業者はV-Legal文書又はFLEGTライセンスのデータを変更できない。
 - m 有効なFLEGTライセンスに係る情報は、木材合法性認証システム（SILK）に記録されている。FLEGT管轄当局（CA）は、木材合法性認証システム（SILK）にオンラインでアクセスできるため、出荷データに応じて、紙に印刷したFLEGTライセンス若しくは請求書、パッキングリスト付きのソフトウェア又は船荷証券（B/L）の情報の整合性を直接確認し、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの信憑性を確認できる。
 - n V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、一通につき一件の輸出申告書（PEB）の提出に使用できる。
 - o 各貨物の仕向け国の税関からの差し戻しは、輸入業者の責任とする。

2. 不可抗力の条件下におけるV-Legal又はFLEGTライセンス文書の発行

- a 国内の不可抗力には、次を含む。
 - 1) 洪水、地震、土砂崩れ、その他の自然災害。
 - 2) 火災、停電、機器の盗難。
- b 自然災害による不可抗力の発生は、権限のある職員が宣言するが、火災と盗難は、林産物加工流通課の課長が発する文書により発行機関、輸出入申告承認システム（INATRADE）を管轄する商務省、通関ポータルサイト（INSW）を管轄する通関ポータルサイト（INSW）管理庁及び管轄当局又は相手国の管轄当局に伝達する。

- c. 不可抗力が国内又は輸出相手国で発生したときは、発行機関は最初に林産物の合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット (LIU) と確認及び調整をし、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの延長、交換又は修正を決定した後、声明書を発行できる。
 - d. C号の規定に定める声明書は、国内又は相手国での不可抗力の発生の真実を記載する。
 - e. 発行機関は、検証の結果、不可抗力の理由が許容できると証明された場合、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正できる。不可抗力の理由の真実が証明できない場合、発行機関はV-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長、交換又は修正ができない
 - f. 検証の結果、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの有効期間の満了、輸入業者、相手国、積卸し港の変更につながる可能性のある不可抗力事由が真実であると証明できた場合、発行機関は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスを延長し、修正できる。
 - g. 不可抗力の条件下での手動又は電子的手段による V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行に係るさらなる規定は、関連機関と調整する。
3. 合法証明書 (S-Legalitas) を所持する製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入業者番号 (API-U) の所持者による輸入原料又は輸入製品の返品のためのV-Legal文書又はFLEGT ライセンスの発行。
- a. 当該輸入製品は、製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者の産業ニーズを満たすために輸入した原料又は一般業者輸入業者番号 (API-U) 所持者による貿易活動において輸入した製品である。
 - b. 当該輸入製品は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を要求した製造業者輸入識別番号 (API-P) 所持者の業界のニーズに適合しない又は一般業者輸入識別番号 (API-U) 所持者の注文に適合しない輸入物品である。
 - c. 製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般輸入事業 (API-U) 許可の所持者は、輸入書類と返品理由を証明して、輸入した原料又は製品の返品を目的とするV-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行申請を提出する。
 - d. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品する目的の正確性を確保するために、製造業者輸入識別番号 (API-P) 又は一般業者輸入識別番号 (API-U) の所持者が提出した証拠を検証し、V-Legal文書又はFLEGTライセンス文書を発行する。検証結果は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行を決定する基礎とする。
 - e. 発行機関は、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンス文書の発行を決定する前に、必要に応じて現地調査を実施できる。
 - f. 発行機関は、輸入原料及び製品の返品理由の正当性に係る検証結果が受け入れられない場合、輸入した原料又は製品を返品するためのV-Legal文書又はFLEGTライセンスを発行しない。
 - g. V-Legal文書又はFLEGTライセンスは、輸入した原料又は製品の最大量を輸入書類 (輸入申告書 (PIB)、パッキングリスト及びインボイス) に基づいて、

返送先に送付する。

- h. 検証結果は、発行機関から林産物合法性認証情報を管理するライセンス情報ユニット（LIU）に遅くとも3日（暦日）以内に提出する。

附属資料6には、2021年環境林業大臣規則第8号第234条の規定が定める「V-Legal文書の発行」に係るガイドライン及び「輸出用の非木質林産物の合法性を証明する文書」が含まれている。さらに附属資料6では、V-Legal又はFLEGTライセンスの様式に入力する具体的なデータ内容を示している（原文資料のL6-36～L6-39頁及び仮訳資料の293～295頁）。

なお、V-Legal文書の様式（英文）は、原文資料のL6-22～L6-35頁及び仮訳資料の277～292頁に掲載している。

⑧独立評価認証機関（LPVI）のガイドライン

独立評価認証機関（LPVI）に係るガイドラインは、次の三つが定められた。

A. 独立した評価審査機関及びV-Legal又はFLEGTライセンス発行機関を決定するためのガイドライン（附属資料7.1）

附属資料7.1のガイドラインは、独立評価認証機関（LPVI）の申請のための手続き及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者による法令遵守違反又は不適合への措置の手順を定めている。

このガイドラインは、独立評価認証機関（LPVI）の決定及び独立評価認証機関（LPVI）の義務及び独立評価認証機関（LPVI）の実績評価、V-Legal又はFLEGTライセンス発行機関（発行機関）としての独立評価認証機関（LPVI）の決定及びV-Legal又はFLEGTライセンス発行機関の義務並びにV-Legal又はFLEGTライセンス書類発行の評価の手順を含んでいる。

B. 持続可能な森林経営（PHL）及び林産物の合法性を認証するための実績評価の実施における職員及び審査員の基準及び要件に係るガイドライン（附属資料7.2）

附属資料7.2のガイドラインは、持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の実施に係る独立評価検証機関（LPVI）の担当者並びに持続可能な森林経営（PHL）又は林産物合法性認証の合法認証材（VLHH）業績評価の実施に係る審査員の基準及び要件を定めている。

さらに附属資料7.2は、持続可能な森林経営及び林産物の合法性証明を行う独立評価検証機関（LPVI）の審査対象事業種別審査執行体制及び審査員に対する評価のガイドラインを含んでいる。

C. V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行機関としての独立評価検証機関（LPVI）及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合を処理するためのガイドライン（附属資料7.3）

附属資料7.3は、V-Legal文書又はFLEGTライセンスの発行機関である独立評価認証機関（LPVI）の法令遵守違反又は不適合及びV-Legal文書又はFLEGTライセンスのユーザーとしての輸出業者の法令遵守違反又は不適合への措置の手順を定めて

いる。

⑨SVLK マークの使用に係るガイドライン（附属資料 8）

附属資料 8 は、SVLK マークの所有権と使用並びに SVLK マークの一般的な様式、スローガン（キャッチフレーズ）の表示並びに SVLK マークの表示及びサイズと色について定めている。

⑩持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る独立したモニタリング、申立て、苦情及び訴訟の解決に係るガイドライン（附属資料 9）

このガイドラインでは、次のいずれかの資格要件を満たし、国の承認を得た独立モニターが行う持続可能な森林経営（PHL）の実績評価及び合法認証材（VLHH）の審査並びに林産物の自己宣言の実施に係る監視、申立て及び苦情並びに訴訟の解決に係る手順などを定めている。

- A. 審査が行われている地域又はその周辺に住んでいる者。
- B. 林業分野に関心を持っているインドネシア国民。
- C. インドネシア法人と協力して林業を監視する非政府組織（NGO）。

独立モニター又は国に登録した複数の独立モニターで構成する監視ネットワーク機関が行うモニタリングの範囲は次のとおりである。

- A. 独立評価認証機関（LPVI）の認定プロセスと結果。
- B. 独立評価認証機関（LPVI）及び林産物の自己宣言の発行により評価又は審査した監査実績。
- C. 独立評価認証機関（LPVI）又は国家認定委員会（KAN）による苦情又は訴訟の解決の他、林産製品の自己宣言を審査し、発行する際の持続可能な森林経営（PHL）実績の評価又は林産物の合法性審査のプロセスと結果。
- D. SVLK マークの使用。
- E. 発行した V-Legal 又は FLEGT ライセンス。
- F. デューデリジェンスの実施。

このガイドラインでは、独立モニターの登録手順、権利と義務及び業務並びにモニタリングの実施手順、報告手順、結果又は苦情に対するフォローアップ、協力、資金提供及びモニターの保護に関する事項を具体的に定めている。

（2）非木質林産物の取扱いについて

この項では、一部が附属資料 7.3 の V-Legal 文書の対象となる非木質林産物の法令上の定義及び対象物品並びに生産及び加工に係る規制と許認可の要点について報告する。

①非木質林産物の定義

2021 年の環境林業大臣規則第 8 号第 1 条（定義）の第 78 項の規定では、「非木質林産物（HHBK 又は NTFP）とは、木材以外の生物学的林産物（植物性及び動物性）及び国有林に由来する副生産物及び栽培製品をいう」と定義している。

②非木質林産物の収穫及び加工活動について

2021年の環境林業大臣規則第8号では、許認可対象者又は物品の範囲及び手順その他の非木質林産物の収集及び加工活動に係る事項を定めている。

非木質林産物の収集には、森林利用許可（PBPH）が必要であり、森林利用事業実施計画（RKUPH）に基づく年次森林利用作業計画（RKTTPH）による国の承認が必要である¹¹。さらに、生産林における非木質林産物の取扱いは、地域の共同体に限り認可される¹²。

非木質林産物を含む林産物の加工を行うためには、林産物加工許可が必要である。林産物加工許可は、個人、協同組合、村有企業、私有事業体、地域有事業体及び国有企業に付与できる¹³。

¹¹ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 115 条及び 151 条。

¹² 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 148 条（1）。

¹³ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 163 条。

表 2-17 森林区分別非木質林産物の収集又は生産に係る規制の概要

	保全林	生産林
実施主体の資格 ¹⁴	森林利用事業許可 (PBPH) を所持し、承認された森林利用事業実施計画 (RKUPH) に基づく年次森林利用作業計画 (RKTPH) を作成している者。	森林利用事業許可 (PBPH) を所持し、承認された森林利用事業実施計画 (RKUPH) に基づく年次森林利用作業計画 (RKTPH) を作成している周辺の共同体。
対象品目 ¹⁵	ラタン、蜂蜜、樹液、果実、種子、キノコ、葉、花、ツバメの巣、その他。	ラタン、蜂蜜、樹液、果実、種子、葉、アロエ、樹皮、薬用植物、塊茎、その他
主な活動規制 ¹⁶	<p>A. 収集対象は、自然に入手可能なもの又は修復の結果入手できるもの。</p> <p>B. 環境にダメージを与えない。</p> <p>C. 自然の機能を縮小、変更又は削減しないこと。</p> <p>D. 許可された量、重量又は体積に基づき収集する。</p>	<p>A. 栽培又は生産を行う地域は、境界を確定し、識別可能な状態にする。</p> <p>B. 非木質林産物利用のための事業活動は、次のいずれかの利用区分により構成する。</p> <p>a. ラタン、サゴ、ニッパヤシ、シュガーパーム及び竹。</p> <p>b. 樹液、樹皮、葉果実又は種子及びアロエ</p> <p>c. バイオマス燃料原料の商品開発。</p> <p>d. 食用作物の商品開発 (植栽、資源維持、収穫、加工及びマーケティング活動を含む)</p> <p>C. 野生の植物及び生物の収集活動は、法令に基づき実施する。</p>

生産林においては、非木質林産物を人為的に栽培、維持及び加工する活動並びにバイオマス燃料及び食用作物の商品開発事業活動が認められており¹⁷、これらの活動を行うときは活動を行う土地の境界を確定し¹⁸、確定した土地及び使用する施設に係る事項を年次森林利用作業計画 (RKTPH) に記載して国の認可を得なければならない¹⁹。

さらに、社会林管理地域においては、森林の保全、保護又は生産機能に応じて次の活動が行える²⁰。

- A. 林間農業 (アグロフォレストリー)。
- B. 罾による漁業 (シルオ漁業)。
- C. 罾による家畜用動物の猟。
- D. 畜産。

非木質林産物の取扱い実績は、環境林業省に登録した技術者又は社会林経営許可保有者が作成する生産報告書 (LHP) により管理し、国有林の非木質林産物の管理には木材管理情報処理システム (SIPUHH) を使用する²¹。

林産物加工は、木材林産物及び非木質林産物の加工により構成し、非木質林産物の加工には、次の活動が含まれている²²。

- A. ラタン、竹などの加工及び保存 (副産物を含む) する活動。

¹⁴ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 115 条及び 151 条。

¹⁵ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 131 条 (1) 及び 148 条 (2)。

¹⁶ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 146 条、148 条 (3) 及び 159 条。

¹⁷ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 146 条。

¹⁸ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 145 条。

¹⁹ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号第 138 条。

²⁰ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 206 条 (5)・(6)。

²¹ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 271 条。

²² 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 179 条 (3)。

- B. でんぷん、小麦粉、植物性脂肪及び動物性脂肪の加工する活動。
- C. 樹液、樹脂をクラムラバー、ラテックス、テレピン油、樹脂加工品、ゴム加工品に加工する活動。
- D. コーヒー、ココアその他の穀物加工。
- E. 蜂蜜、プロポリス、ハニーワックス、花粉その他の蜂蜜製品を加工する活動。
- F. 樹液をバイオエタノール、糖類、蟻糖などに加工する活動。
- G. 葉、樹皮、根、茎その他の植物原料からエッセンシャルオイルを加工する活動。
- H. A から G までに掲げたもの以外の非木質林産物の半製品又完成品への加工。

③非木質林産物の輸送に用いる合法性を示す文書

非木質林産物の輸送をするときは、次の文書を合法性の確保のために用いている²³。これらの文書は、一つの目的地への一回の輸送に限り有効である²⁴。

A. 非木質林産物合法性証明書 (SKSHHBK)

営業許可所持者又は登録収集業者が出荷する全ての非木質林産物の輸送に使用する。非木質林産物合法性証明書 (SKSHHBK) は、法令に基づくロイヤリティー (PNBP) の支払いが完了したときに発行され、同書には林産物リストを添付する²⁵。

B. 林産物リスト

非木質林産物合法性証明書 (SKSHHBK) の添付書類として使用する他、登録集荷業者が社会林経営承認を得た者からの業務委託を受けて集荷した非木質林産物及びオークションで落札した非木質林産物の輸送に使用する。

C. 輸送メモ

非木質林産物合法性証明書 (SKSHHBK) 及び林産物リストの使用を規定していない非木質林産物の輸送に使用する。

(3) V-Legal 文書の発行状況

インドネシア環境林業省がウェブサイト²⁶上で公表している主要品目別の V-legal 文書の発行件数並びに輸出量及び輸出額は、次表のとおりである。

2023 年の V-legal 文書の発行件数は 20 万 121 件であった。発行件数が多いのは、家具に係る HS 9408 の「その他の家具及びその部分品」及び HS 9401 の「腰掛け及びその部分品」であり、これら二品目で発行件数の 55% (10 万 9,734 件) を占めている。

2023 年の V-legal 文書の発行件数は、前年の 22 万 2,476 件に対して約 1 割減少している。V-legal 文書の発行件数の減少は、主に発行件数が多い家具関係物品 (HS 9408 及び HS 9401) への発行件数が 1 万 7,340 件減したことに起因している。

²³ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 273 条。

²⁴ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 274 条。

²⁵ 環境林業大臣規則 2021 年第 8 号 273 条。

²⁶ <https://silk.menlhk.go.id/>。データ収集時点は 2024 年 2 月現在。

表 2-18 物品別 V-legal 文書発行件数並びに輸出量及び輸出額

H.S.	品 名	2022年			2023年		
		V-Legal 発行件数	輸出量 (千t)	輸出額 (FOB) (百万USD)	V-Legal 発行件数	輸出量 (千t)	輸出額 (FOB) (百万USD)
4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	2,786	4,471	2,763	4,746	5,412	2,733
4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	30,468	2,901	2,363	34,876	2,871	2,366
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4,155	1,856	2,351	※注1 4,075	1,745	1,732
9403	その他の家具及びその部分品	80,317	375	1,408	69,168	292	1,044
4702	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	1,439	1,350	955	1,004	1,206	1,017
4803	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズワADDING及びセルローズ繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	7,658	691	797	9,354	769	834
4409	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	16,362	471	578	16,318	471	536
4418	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	14,818	273	553	13,790	269	474
9401	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	46,753	90	571	40,566	73	448
4810	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。））、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	4,939	276	299	5,541	278	236
	その他	12,781	3,016	1,568	※注1 20,121	3,816	1,637
	計	222,476	15,772	14,205	219,559	17,199	13,055

注1：2024年2月の時点でSILKのウェブサイトで公表されている2023年のHS 4412のV-Legal発行件数は「40,075件」である。しかし、2022年と2023年の同品目のV-Legal発行件数並びに輸出量及び輸出額を比較検討すると2023年のV-Legal発行件数の値には整合性がないので、この表は当該値を「4,075件」と仮定して作成している。さらに、「その他」の蘭の数値は合計値から「その他」以外の品目別の値の合計値を減じて算出しているため、2023年のV-Legal発行件数の「その他」の数値も仮定値であるので注意願いたい。

2：データ収集は、2024年2月現在。

資料：<https://silk.menlhk.go.id/>

t 単位で集計している輸出量は、2022 年の 157 万 7,200 t から 2023 年の 171 万 9,900 t に増加している一方で、同時期の輸出額は 142 億 500 万 USD から 130 万 5,500USD に減少している。これは、重いものの重量単価が安い化学木材パルプ (HS 4703)、グラフィック用非塗布紙 (HS 4802)、家庭用衛生紙等 (HS 4803) 及び紙・板紙 (HS 4810) の V-legal 文書の発行件数が増加した一方で、重量が軽いものの重量単価が高い家具関係物品の V-legal 文書の発行件数が減少したことに起因している。

2. 木材の流通段階における法令等調査

インドネシアでは、木材の流通及び加工の段階における合法性の確保を、前項で報告した森林の管理及び森林経営計画の作成並びに保全林及び生産林における森林利用に関する規則 (2021 年環境林業大臣規則第 8 号) 及び 2022 年ガイドラインにより実施している。

3. 木材生産・流通状況

インドネシアは、隣国マレーシアとともに東南アジア有数の林産物生産国で、良質の合板を生産し、日本の主要合板輸入相手国である。しかし、合板用原木については、天然林資源の減少による天然林資源の減少により、約 20 年前から人工林材をコア用の原木として用いるようになり、その使用量が増加してきている。さらに、合板のフェイスバックに使用している天然林原木の品質については、高品質なものの調達が資源の減少及び丸太の生産調整等により入手できなくなっているため低下している。

このような合板の品質の低下は、合板の輸出先の変化につながっている。低品質な合板の生産量が多くなったため、高品質な合板を求める日本への輸出量が減少し、安い合板を建築物の内装下地に多く使う中国、インド及び中近東諸国、内装や家具の下地に用いる米国などへの輸出量に増加がみられ、結果的に輸出相手国が多様化して現在に至っている。

(1) 丸太及び主要木材製品の生産量

インドネシア環境林業省が発表している主要林産物の生産量は、次表のとおりである。

主要製品の生産は、全体的に 2023 年に入ってやや増加している品目が多い。2023 年の丸太の生産量は 5,973 万 7,000 m³であり、この数値は前年よりも約 300 万 m³多く、さらに 2019 年の 4,824 万 4,200 m³から約 1,150 万 m³増加している。製品としては、2022 年からややまとまった量のパーティクルボードの生産が記録されている。

インドネシアの代表的な輸出用林産物である合板及び単板積層材の生産量は概ね横ばい、製材品については増減しながら若干減少する傾向で推移している。

表 2-19 丸太及び主要林産物生産量

区 分	(千m ³)				
	2019	2020	2021	2022	2023
チップ	31,351	38,043	39,755	42,205	39,752
木質ペレット	109	107	140	220	172
丸太	48,242	52,679	54,947	56,674	59,737
製材品	2,710	2,730	2,661	2,075	2,302
モールディング	—	0	1	4	4
単板	1,547	1,553	1,807	1,427	1,738
合板及び単板積層材	4,214	3,907	4,641	3,385	4,211
ブロックボード	152	203	228	282	304
パーティクルボード	4	3	11	200	142
パレット	—	13	14	26	14
パルプ	7,807	8,592	8,598	9,789	8,871

資料:インドネシア環境林業省ウェブサイト (<https://silk.menlhk.go.id/>)

(2) 主要林産物輸出額

インドネシア環境林業省は、次表のように製品別主要林産物輸出額を公表している。

主要林産物の輸出額は、2021年に増加に転じたが、2023年の輸出額は131億7,000万ドルであり、前年の142億600万USDから7%減少している。

2023年の輸出額のうち、額が大きいのは紙（シェア33%）、パルプ（同29%）、木質パネル（同17%）及び木製家具（同12%）である。

表 2-20 製品別主要林産物輸出品

	(百万USD)				
	2019	2020	2021	2022	2023
合計	11,621	11,050	13,563	14,205	13,170
チップ	57	50	99	98	165
単板	92	81	115	115	133
木質パネル	2,146	2,163	3,066	2,904	2,221
建具・木工品	1,144	1,075	1,185	964	94
木製家具	1,429	1,534	2,046	1,979	1,516
プレハブ建築物	6	2	2	3	3
紙	3,869	3,528	3,698	4,313	4,380
パルプ	2,779	2,530	3,243	3,718	3,754

資料:インドネシア環境林業省ウェブサイト (<https://silk.menlhk.go.id/>)

さらに同省は、次表のように主要輸出相手国別林産物輸出額を公表している。国別林産物輸出額は中国、米国及び日本に向けたものが大きく、2023年の総輸出額に占める国別シェアは、中国27%（36億8,700万ドル）、米国13%（16億5,800万ドル）、日本は10%（13億9,000万ドル）で、三か国合計のシェアは50%に達している。これらの他の輸出相手国は、インドネシア周辺のアジア諸国及びオーストラリアが上位に位置しており、さらに11位以下の英国及びオランダその他のEU諸国への輸出品も一定量記録されている。

表 2-21 主要輸出相手国別林産物輸出額

(百万USD)

	2019		2020		2021	
	計	11,621	計	11,050	計	13,563
1 中国	2,880	中国	3,186	中国	3,956	
2 日本	1,366	米国	1,615	米国	2,420	
3 米国	1,358	日本	1,148	日本	1,390	
4 大韓民国	711	大韓民国	689	大韓民国	762	
5 インド	495	オーストラリア	348	オーストラリア	400	
6 マレーシア	376	インド	325	インド	387	
7 オーストラリア	316	台湾	324	マレーシア	386	
8 台湾	305	マレーシア	291	ベトナム	360	
9 ベトナム	288	ベトナム	252	台湾	314	
10 英国	277	オランダ	222	オランダ	279	
その他	3,247	その他	2,650	その他	2,908	

	2022		2023	
	計	14,205	計	13,170
1 中国	3,475	中国	3,687	
2 米国	2,242	米国	1,658	
3 日本	1,529	日本	1,264	
4 大韓民国	807	インド	736	
5 インド	543	大韓民国	669	
6 マレーシア	425	ベトナム	401	
7 オーストラリア	384	マレーシア	394	
8 ベトナム	355	オーストラリア	344	
9 台湾	321	台湾	309	
10 英国	269	英国	261	
その他	3,854	その他	3,447	

資料: インドネシア環境林業省ウェブサイト (<https://silk.menlhk.go.id/>)

(3) 主要相手国別輸入額

インドネシアの木材及び木製品（HS 44類）の主要相手国別輸入額は、次表のとおりである。2022年の木材及び木材製品の輸入額は5億5,230万9,000ドルであり、輸入額は2020年に減少をみせるものの概ね増加傾向で推移している。

国別輸入額は、かつては隣国マレーシアからのものが大きかったが、中国からの輸入額が2018年の9,341万3,000ドルから79%も増加し、2022年には1億5,878万8,000ドルと総輸入額の29%のシェアを占めるまでになった。さらに、タイ及びベトナムからの輸入額も増加している。

表 2-22 輸出相手国別木材及び木材製品（HS 44類）輸入額

		(千USD)				
2018		2019		2020		
	計	447,967	計	541,342	計	350,176
1	マレーシア	93,413	中国	108,727	中国	104,879
2	中国	88,904	ベトナム	102,958	マレーシア	44,312
3	米国	62,478	マレーシア	85,214	米国	38,782
4	NZ	44,294	米国	49,565	NZ	29,488
5	ベトナム	24,733	NZ	35,950	タイ	20,250
6	タイ	16,732	タイ	32,704	チリ	12,871
7	ドイツ	16,069	ドイツ	14,140	カナダ	10,797
8	カナダ	10,807	カナダ	12,071	ベトナム	9,957
9	フランス	9,207	南アフリカ	8,972	日本	9,852
10	韓国	6,756	ウルグアイ	7,717	ドイツ	8,049
	その他	74,574	その他	83,324	その他	60,939

2021		2022		
	計	455,114	計	552,309
1	中国	160,592	中国	158,783
2	米国	52,596	米国	62,124
3	NZ	38,776	タイ	53,213
4	タイ	36,682	ベトナム	45,819
5	マレーシア	19,042	NZ	40,762
6	ベトナム	16,879	マレーシア	29,321
7	カナダ	16,757	南アフリカ	20,166
8	フランス	12,489	カナダ	19,714
9	ドイツ	11,455	フランス	16,633

(4) 森林認証システムの実施状況

インドネシアにおける森林認証は、FSC 及び PEFC の他、インドネシアの環境保護団体である LEI (インドネシアエコラベル協会 : Lembaga Ekolabel Indonesia) によりなされている。

PEFC の認証は、インドネシアの認証機関である IFCC によるものであり、IFCC は PEFC と 2014 年に相互承認を行って現在に至っている。

LEI は、インドネシアで FSC だけが森林認証を行っていた IFCC が PEFC と相互承認をする前の時期から、資金力に乏しい小規模森林所有の経営改善支援と独自の認証スキームによる森林認証を行ってきた。LEI による森林認証面積は、2022 年 1 月現在で 233 万 5,027ha との報告があるが、本調査においてはその後の認証面積等のデータを入手できなかった。

インドネシアの森林認証面積は、FSC によるものが 324 万 1,191ha、PEFC によるものは 461 万 1,814ha である²⁸。

CoC の認証件数は、FSC が 483 件、PEFC は 52 件であった。

表 2-23 森林認証面積と CoC 認証件数

	森林認証面積	CoC 認証件数
	(ha)	(件)
FSC	3,241,191	483
PEFC	4,611,814	52

資料 : FSC (<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>)
PEFC, "PEFC Global Statistics Data: December 2023"

²⁸ 認証林面積及び CoC 件数の数値は、FSC は 2024 年 3 月 7 日現在で FSC のウェブサイト (<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>) で、PEFC は "PEFC Global Statistics Data: December 2023" で公表していた数値。

(5) 行政による違法伐採等への法執行状況

インドネシア環境林業省は、ウェブサイト等で2021年までの違法伐採、無許可事業及び環境破壊に対する法執行件数を次表のように公表している²⁹。操業に係る法執行事案は2021年に70件発生し、これは2018年の172件から大幅に減少しているが、刑事事件に該当している事案は2018年の94件から2021年には110件に増加している。

無許可事業への法執行件数は、2018年の217件から2021年には84件にまで減少している。無許可事業への法執行事案が刑事事件に発展した件数は、2021年には28件と、2019年に11件に減少したものの、2018年以降ほぼ横ばいである。

環境破壊への法執行件数は比較的少なく、2020年までは事案が発生しているが、2021年には法執行事案は0件と発表している。

表 2-24 違法伐採等への法執行状況

		(件)				
区 分		2017	2018	2019	2020	2021
違法伐採	操業	88	172	163	124	70
	刑事事件	88	94	104	124	110
	警察・検察取扱事案	0	0	0	0	0
無許可事業	操業	137	217	101	88	84
	刑事事件	8	26	11	26	28
	警察・検察取扱事案	1	1	0	5	0
	行政処分事案	—	—	—	—	6
環境破壊	民事訴訟事案	6	9	13	6	0

出典；Ministry of Environment and Forestry, "Indonesia's Forests 2022", p 83

²⁹ 2021年に木材合法性情報システム（SILK）に報告された法令違反の具体的な事例については、林野庁『令和3年度クリーンウッド利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書』56頁に報告がある。